

申請に対する処分に係る標準処理期間

【平成 23 年 10 月 1 日】

行政手続法第 6 条及び苫小牧市行政手続条例第 6 条の規定に基づき、次のとおり許可又は不許可をするまでに通常要する標準的な期間を次のように定めています。

法令	根拠条項	処分の種類等	標準処理期間
道路法	第 24 条	道路管理者以外のものが行う道路工事の承認	10 日間
	第 32 条第 1 項 第 32 条第 3 項	道路の占用の許可 道路の占用の許可の変更	10 日間
	第 47 条の 2 第 1 項	特殊車両の通行許可	10 日間

※ 適用除外

(1) 標準処理期間は、次の場合には適用しない。

- ア 申請内容が先例のない場合等であって、期間内に承認又は許可を行うことが困難な場合
- イ 道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれが顕著であるため、承認又は許可に際して、特に慎重に検討する必要のあるもの

(2) 標準処理期間には、次の期間は含まない。

- ア 申請書類の不備等を補正するために要する期間
- イ 申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要とする期間
- ウ 申請内容が関係機関との協議を要する期間
- エ 土日以外の閉庁日